



消費生活相談

家族や地域の見守りと気づきで
被害を防ぎましょう
～高齢者や障害をお持ちの人への配慮～

【事例】

■居室や居宅の様子

不審な契約書や請求書、宅配業者からの不在通知などないか／
不審な健康食品や魚介類などはないか／新品の布団など同じような商品が大量にないか／屋根や外壁などに不審な工事の形成が見られないか／複数社から配達された新聞や景品はないか／居室が不自然に散らかってないか／不審な業者が出入りしていないか

■本人の言動や態度

不審なメールや電話のやり取りはないか／お金に困っている様子はないか／預金通帳などに不審な出金の記録はないか／買ったものを覚えてないなど判断能力に不安はないか／元気がないなど困った様子はないか

相談は
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）
TEL 0796・36・1941（直通）
たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守!!

【ひとことアドバイス】

- 困ったとき、心配なときは早めにご相談ください。
- 「知らない電話には出ない」「その場で契約せず家族や周囲に相談する」など対応策も伝えましょう。
- 留守番電話機能なども活用しましょう。